

平成16年度の介護保険料は旧町ごとの保険料額でしたが、平成17年度は甲賀市として統一の保険料額となります。

平成17年度の介護保険料の基準月額額は2,693円です。所得段階別の年額は下表のとおりです。

甲賀市の基準額 月額 2,693円(年額 32,310円)

負担能力に応じた負担という観点から基準額に一定の率を掛けた次の表のような「所得段階別保険料」の設定になります。

段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合 等	9,680円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	22,620円
第3段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	32,310円
第4段階	・本人市民税非課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の場合	40,390円
第5段階	・本人市民税非課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の場合	48,460円
第6段階	・本人市民税非課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の場合	64,630円

仮徴収

平成16年分の所得が確定するまで、介護保険料を仮に算定します。

普通徴収

平成17年4月から6月分は、次の方法で算出した月額を徴収させていただきます。

上の表の段階を平成16年度の段階でみて、その年額を12で割り、100円未満を切り捨てた額となります。

口座振替又は納付書で納めている方

例) 平成16年度が第2段階の場合

$$22,620円 \div 12 = 1,885円$$

$$\downarrow$$

$$1,800円$$

特別徴収

年金から差し引かれている方

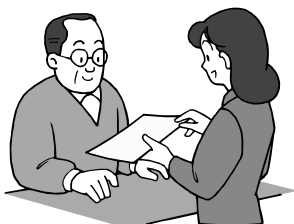
平成17年4・6・8月は、平成17年2月の年金から差し引かれている介護保険料額が、年金から差し引かれます。

～保険料は忘れず納めましょう!!～

お知らせ indormation

口座振替をご利用ください

保険料の納め忘れがないように、口座振替をお勧めします。甲賀市指定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入、押印し、直接金融機関へ提出してください。依頼書は市役所・各支所・各金融機関に備え付けてあります。



介護保険料を納めないで…

介護保険料を滞納すると、次のような措置がとられます。

- 1年以上滞納すると
費用の全額を一旦自己負担し、申請により後で保険給付(9割)が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると
費用の全額を負担し、申請後も保険給付費の一部又は全部が差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。
- 2年以上滞納すると
利用者負担が1割から3割に引き上げられます。